

令和6年9月

萩市議会定例会議案（追加）

## 議 案 目 次

議案番号	件 名	
79	財産の取得について（追認）	1
80	財産の取得について（追認）	3
81	財産の取得について（追認）	5
82	財産の取得について（追認）	7
83	財産の取得について（追認）	9
84	財産の取得について（追認）	11
85	萩市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	13

## 議案第79号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年萩市条例第24号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年9月11日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 1 買 入 財 産 教科書改訂に伴う指導書
- 2 買入れの方法 随意契約
- 3 買 入 価 格 金25,343,496円
- 4 買 入 先 山口県萩市土原522-1  
山口教科書供給株式会社 萩営業所  
所長 福永 健一



## 議案第 80 号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年萩市条例第24号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年9月11日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 1 買 入 財 産 萩市指定ごみ袋
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買 入 価 格 金 20, 033, 638 円
- 4 買 入 先 山口県萩市大字椿東2884番地の1  
豊田鋼機株式会社  
代表取締役 豊田 善隆



## 議案第 8 1 号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年萩市条例第 2 4 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 1 買 入 財 産 萩市消防団中央方面団明倫第 1 分団ポンプ自動車（C D ー  
1 型）
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買 入 価 格 金 2 0 , 4 0 8 , 9 1 4 円
- 4 買 入 先 山口県周南市久米 1 1 2 4 番  
株式会社ハツタ山口  
代表取締役 小田 泰寛





## 議案第 8 2 号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年萩市条例第 2 4 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 1 買 入 財 産 教科書改訂に伴う指導書
- 2 買入れの方法 随意契約
- 3 買 入 価 格 金 2 1, 6 3 0, 9 5 0 円
- 4 買 入 先 山口県萩市土原 5 2 2 - 1  
山口教科書供給株式会社 萩営業所  
所長 赤木 里志



## 議案第 83 号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年萩市条例第24号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年9月11日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 1 買 入 財 産 萩市指定ごみ袋
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買 入 価 格 金12,901,196円
- 4 買 入 先 山口県萩市大字堀内487番地の5  
有限会社ナニワ商事  
代表取締役 中村 留美子



## 議案第 8 4 号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年萩市条例第 2 4 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 1 買 入 財 産 教科書改訂に伴う指導書（前期分）
- 2 買入れの方法 随意契約
- 3 買 入 価 格 金 2 9, 2 4 9, 1 1 0 円
- 4 買 入 先 山口県萩市土原 5 2 2 - 1  
山口教科書供給株式会社 萩営業所  
所長 赤木 里志



## 議案第 85 号

萩市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

萩市長等の給与に関する条例（平成 17 年萩市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 6 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間に市長等に支給する給料月額に係る減額特例措置）

- 4 第 3 条の規定にかかわらず、令和 6 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間における市長に支給する給料の月額並びに同年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間における副市長及び教育長に支給する給料の月額は、同条に規定する額から市長にあつては 100 分の 20、副市長及び教育長にあつては 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。